

もっとオタル観光ギフト券事業実施要綱

制定令和4年4月8日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の感染拡大により、市内の宿泊事業者及び観光事業者が甚大な影響を受けていることから、宿泊客の増加を促すとともに観光消費を喚起し、地域経済の活性化及び市民福祉の向上を図ることを目的として行うもっとオタル観光ギフト券事業（以下「ギフト券事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館・ホテル 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を行う施設をいう。
- (2) 簡易宿所 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業を行う施設をいう。
- (3) 民泊施設 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を行う施設をいう。
- (4) 宿泊施設 旅館・ホテル、簡易宿所及び民泊施設（公共施設を除く。）をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設及び小樽市ラブホテル建築規制条例（平成20年小樽市条例第33号）第2条第1項第2号に規定するラブホテルを除く。
- (5) 宿泊事業者 令和4年4月1日現在で、前号に規定する宿泊施設を営業する事業者であって、もっとオタル観光ギフト券（以下「ギフト券」という。）の交付に関し協力するとともに、積極的に観光客の誘致に取り組むものをいう。
- (6) 対象宿泊施設 宿泊事業者が営業し、ギフト券を交付する宿泊施設をいう。
- (7) 利用登録事業者 市内に飲食店、物販店等の店舗を有し、現に事業を行っているもので、特定取引（物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。以下同じ。）により受領したギフト券の換金を申し出ることができるものとして登録した事業者をいう。

(ギフト券事業の委託)

第3条 市長は、ギフト券の預託を除き、ギフト券事業を本市の観光振興に実績を持つ民間団体に委託する。

2 前項の規定により委託する業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) ギフト券事業の周知宣伝等
- (2) ギフト券の作成、印刷及び管理

- (3) 利用登録事業者の登録
 - (4) ギフト券の換金等
 - (5) ギフト券事業のアンケート調査
 - (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 利用登録事業者の登録その他必要な事項は、第1項の規定により委託した民間団体と協議の上、市長が別に定める。

(ギフト券の預託)

第4条 ギフト券の預託を希望する宿泊事業者は、令和4年4月14日から同月28日までに、ギフト券預託申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、申請内容を審査し、ギフト券の預託数を決定し、ギフト券預託決定通知書（様式第2号）により宿泊事業者に通知するものとする。
- 3 宿泊事業者ごとの預託数は、1宿泊事業者当たり対象宿泊施設の区分及び定員合計数（同一区分の宿泊施設が一つの場合はその定員数をいい、同一区分の宿泊施設が複数ある場合はそれらの定員の合計数をいう。以下同じ。）に応じ、次の表に掲げるギフト券預託数（複数の区分にわたって宿泊施設を営業する宿泊事業者については、それぞれの区分及び定員合計数に応じたギフト券預託数のうち、最も多いもの）とする。

区分	定員合計数に応じるギフト券預託数					
	旅館・ホテル	定員合計数	50人以下	51人以上 100人以下	101人以上 200人以下	201人以上 400人以下
ギフト券預託数 (2枚1セット)		120セット	270セット	540セット	810セット	1,080セット
簡易宿所	定員合計数	50人以下	51人以上 100人以下	101人以上 200人以下	201人以上	
	ギフト券預託数 (2枚1セット)	60セット	180セット	288セット	450セット	
民泊施設	1宿泊事業者当たり12セット					

- 4 前項の規定にかかわらず、市長は、予算の範囲内においてギフト券の総預託数を決定し、又はギフト券預託申請数に応じてギフト券預託数を調整することができるものとする。
- 5 市長は、令和4年5月25日までにギフト券を宿泊事業者に預託するものとする。

(ギフト券の交付)

第5条 ギフト券の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、令和4年6月1日から令和4年8月31日までの間に対象宿泊施設にチェックインする者（小学生未満の宿泊者のうち、宿泊料金が無料の者を除く。）とする。

- 2 ギフト券は、1枚当たり1,000円とし、交付対象者1名につき、1回の宿泊に対して2,000円分を交付するものとする。この場合において、交付対象者が連泊する場合は、宿泊数に応じて、2,000円分のギフト券を交付するものとし、5連泊分までを限度とする。

- 3 対象宿泊施設は、次条第3項に規定する有効期間をギフト券に記載するものとする。
- 4 第1項の規定によるギフト券の交付期間において、新型コロナウイルス感染症の拡大等により小樽市に行動制限がかかる場合には、ギフト券の交付を停止するものとする。
- 5 第1項の規定によるギフト券の交付期間終了後に、対象宿泊施設においてギフト券の余剰が生じる場合は、令和4年12月31日までギフト券の交付を延長できるものとする。
- 6 宿泊事業者は、市長の要請があったときは、ギフト券を交付した日の属する月の翌月15日までに、ギフト券月次交付状況報告書（様式第3号）を市長に提出するものとする。
- 7 宿泊事業者は、ギフト券の交付が終了したときは、交付が終了した日の属する月の翌月15日までにギフト券交付実績報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（ギフト券の使用範囲等）

第6条 ギフト券の様式は、市長が別に定める。

2 ギフト券は、利用登録事業者とギフト券の使用者との間で行う特定取引においてのみ使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、使用することができない。

- (1) 宿泊料金の支払
- (2) 出資、有価証券の購入、債務の支払等消費に当たらないもの
- (3) 商品券、プリペイドカード、官製はがき、切手等換金性があり、かつ、広域的に流通し得るものの購入

3 ギフト券を使用することができる有効期間は、交付を受けた日から6日間とする。

4 ギフト券は、交付対象者及び前条第1項に規定する小学生未満の宿泊者（以下「交付対象者等」という。）に限り使用することができる。

5 ギフト券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

6 ギフト券の使用時において、釣銭は、支払われないものとする。

（ギフト券の換金）

第7条 市長は、ギフト券の換金に係る資金をあらかじめギフト券事業の委託者に交付する。

2 交付対象者等と利用登録事業者との間で行う特定取引においてギフト券が使用されたときは、委託者は、当該利用登録事業者に対し、その額面に相当する金銭を支払うものとする。

3 利用登録事業者は、使用されたギフト券を換金請求書に添付した上で、定められた期限までに、委託者に対して換金手続を行うものとする。この場合において、利用登録事業者は添付するギフト券の裏面に、使用された日及び利用登録事業者名を記載しなければならない。

4 換金の方法は、利用登録事業者の預金口座への振替によるものとし、その振替日等は、別に定める。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、ギフト券事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月8日から施行する。